

# 光学文字読取機器賃貸借契約（案）

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

賃借人 大和高田市（以下「甲」という。）と賃貸人 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、大和高田市が使用する光学文字読取機器（以下「物件」という。）を乙が売主 キステム株式会社 奈良本社 から買い受けて甲に賃貸借（リース方式）することについて以下のとおり合意し、本契約を締結する。

（契約対象物件）

第 1 条 本契約の対象となる物件は、別紙「設置機器等一覧表」のとおりとする。

（設置場所）

第 2 条 設置場所は、大和高田市会計課とする。

（賃貸借期間）

第 3 条 賃貸借期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日までとする。

（賃貸借料金）

第 4 条 賃貸借料の総額は、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税等別途加算）とする。

2 前項の賃貸借料のうち、支払う 1 ヶ月当たりの金額は、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税等別途加算）とする。

（消費税及び地方消費税）

第 5 条 消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（代金請求及び支払）

第 6 条 乙は前条の賃貸借料を毎月甲に請求し、甲は乙の請求のあった日から 3 0 日以内にこれを支払うものとする。

（契約保証金）

第 7 条 契約保証金は、全額免除とする。

（物件の所有権）

第 8 条 物件の所有権は乙に属し、甲は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損する等、乙の所有権を害する行為を行ってはならない。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、第2条に基づく物件の設置場所を変更する場合には、予め乙に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる利益又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(再委託等の制限)

第11条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(付保)

第12条 乙は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。ただし、ソフトウェア部分については、不付保とする。

(保守)

第13条 物件の保守については、甲が別に売主と契約を締結し、これを行わせるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損害を与えたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、甲乙が協議して定めるものとする。この場合において、乙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

(物件の撤去)

第15条 本契約の終了後は、再リース等をする場合を除き、乙が物件を撤去するものとする。なお、撤去及び搬出に係る一切の費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。
- ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。
- ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第17条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は乙に対し、第4条の賃貸借料金の総額（以下「契約金額」という。）の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合における契約金額とは、賃貸借期間中における賃料の総額（2年度目以降の算出については、賃料の月額等に当該期間を乗じて得た額）から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額とする。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(談合等による解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第20条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(特約条項)

第22条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該

契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名捺印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 奈良県大和高田市大字大中98-4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内 大造

(乙) 住所  
会社名  
代表者名 印

【別紙】

設置機器等一覧表

- ・OCRスキャナN6370Eシリーズ（型番：N6376-501B）
- ・裏面ナンバリング機構（黒色）（型番：N6376-511A）
- ・漢字読取機構（型番：N6376-517A）
- ・データエントリ（型番：UE1290-510）
- ・パラメータ作成ツール（型番：UE1291-510）